

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

- 1 日時
令和4年12月8日（木曜日）
午後1時28分開会、午後1時59分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
及川担当書記、高井担当書記、和田併任書記、岩淵併任書記、小川併任書記
- 6 説明のため出席した者
藤代農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監兼県産米戦略室長、
千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、
佐々木技術参事兼農村建設課総括課長、
高橋農林水産企画室企画課長、臼井農林水産企画室管理課長、似内流通課総括課長、
和泉流通課流通改善課長、竹澤農業普及技術課総括課長、
米谷畜産課総括課長、森山水産担当技監心得兼農村計画課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
議案第45号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第7号）
第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費
第2条第2表中
第6款 農林水産業費
- 9 議事の内容
○川村伸浩委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議

案の審査を行います。

議案第 45 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 6 款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 議案第 45 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案については、国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策等を踏まえ、直面する物価高騰等による本県農林水産業への影響を緩和するための対応等を実施しようとするものであります。

議案（その 3）の 3 ページをお開き願います。歳出の表中、6 款農林水産業費 5 億 8,719 万円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の 12 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目農業振興費の右側、説明欄の一つ目、肥料価格高騰緊急対策費補助は、化学肥料の使用量低減に向けて取り組む農業者等への肥料価格の高騰による影響を緩和するため、肥料購入費の価格上昇分に対して補助しようとするものであり、その下のいわて食財海外新規市場開拓事業費負担金は、農林水産物等の輸出拡大を図るため、新規市場であるカナダにおける知事トップセールスに要する経費について措置しようとするものであります。

13 ページに参りまして、2 項畜産業費、2 目畜産振興費の配合飼料価格安定緊急対策費補助は、配合飼料価格の高騰に伴う畜産経営体への影響を緩和するため、配合飼料価格の価格上昇分に対して 1 トン当たり 1,000 円を上限に補助しようとするものであります。

次に、14 ページをお開き願います。3 項農地費、2 目土地改良費の農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策費補助は、燃油価格の高騰による農業者への影響を緩和するため、土地改良区が維持管理する揚水機などの農業水利施設の電気料金上昇分に対して補助しようとするものであります。

15 ページに参りまして、5 項水産業費、2 目水産業振興費の水産業資材価格高騰緊急対策費補助は、資材価格の高騰による漁業者等への影響を緩和するため、ロープなどの漁業用資材購入費の価格上昇分に対して補助しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 3）にお戻りいただきまして、5 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費の表中、当部の所管は 6 款農林水産業費の肥料価格高騰緊急対策費補助であり、3 億 6,120 万円を翌年度に繰越しして執行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 農業振興費の肥料価格高騰緊急対策費補助3億6,120万円が、繰越明許にも同額が計上されているということで、これは今計上するけれども、実際に農家に届くのは来年度になるかと思うのですが、大体いつごろこの予算が実際に農家の方に配られるのか時期についてお伺いしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 県の支援金はいつ支払われるのかという御質問についてですが、この県の事業につきましては国の7割補填の事業に合わせて事務を進めていくことを想定しております。国の事業につきましては、秋肥分の受け付けは既に開始しているのですが、来年の春肥分につきましては、まずは高騰率が定まらないと事業の申請ができない仕組みとなっております。3月にその高騰率が示されるという報道もありますので、結論といたしましては、国の事業が今年度内に終わる見込みがわからないという状況です。つきましては、国の支給とあわせて県の支給も同時に行うということで、来年度になる可能性もあるとお答えさせていただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 では、国の事務の流れに沿っての上乗せの補正ということなので、基本的には春肥分の支払いのときには農家の皆さんに届くという理解でよろしいということですね。

○郷右近浩委員 春肥分ということは今の質疑でわかったのですけれども、この間、米価にしても、さまざまなものが原料費が高い中で、またさらに値段も高く売れないといった中で、農業者であったり水産業ももちろんですけれども、さまざまな方がそれぞれの仕事に対して継続する張り合いが出ない状況で、できることなら7割プラス1割補填ではなくもう少し手厚くてもよかったのではないかという気がしています。ここで議論する話ではないかもしれませんが、これが春肥分であったり、執行時期がずれてくるものもある中で、そのときの状況を見ながら、別予算になるかもしれませんが、予算の中での動かし方や、考慮できる部分はあるのでしょうか。難しいだろうと思いつつも質問しています。

○竹澤農業普及技術課総括課長 郷右近浩委員御指摘のとおり、できるだけ早く支給したいという気持ちは同じ気持ちですけれども、先ほどハクセル美穂子委員への答弁の中で申し上げましたとおり、やはり肥料の高騰率が出ないことには、なかなか算定ができないといった事情も御理解いただければと存じます。

一方で、先ほども若干申し上げましたが、国の事業につきましては、秋肥の高騰分について既に受け付けを始めておまして、現在9事業実施主体、農家数879名、交付金額として1,800万円ほどの申請をいただいております。これにつきましては、年内は厳しいですけれども、1月にはお支払いしたいと考えております。

○郷右近浩委員 きょう上程された議案について、国の動向を見ながらでもなるべく早く執行するよう求めたいと思いますし、この中には肥料だけでなく水産業資材等もありますし、そうした現場の方々に幾らかでも支援の形が見えるようにしてほしいと思います。あ

と1点詳しくお聞きしたいのは、いわて食財海外新規市場開拓事業費ですが、もう少し具体的に、いつどのようなことをどうするのかという部分も教えていただければと思います。

○和泉流通改善課長 いわて食財海外新規市場開拓事業費の中身についてです。本事業においては、ラグビーワールドカップ2019 岩手・釜石開催を契機としまして、カナダと岩手県との交流拡大に向けて、知事を筆頭に農業団体、商工団体等とともに、県産農林水産物、食品の輸出拡大等を図るため、トップセールスを実施するものです。

具体的には、カナダの四つの都市を訪問いたしまして、カナダ政府、連邦議会議員やレストラン関係者、メディア関係者等を招待するレセプション等を開催し、いわて牛、銀河のしずく、リンゴなどを活用した料理や日本酒の提供をしながら、県産食材のPR等を行うことを考えております。時期については、年内の実施を予定しております。

○高田一郎委員 肥料価格高騰緊急対策費補助についてお伺いいたします。

国の価格高騰対策事業費に7割補填ですので、さらに上乗せをするということで、大変農家にとってはありがたい事業だし、評価したいと思います。ただ、これは国の事業を見てみますと、化学肥料の使用量2割低減の取り組みを行う事業者に対しての支援です。国の資料を見ますと、低減計画などをつくって対応していくということですが、ただ単に計画書をつくるだけではなくて、やはり技術的な支援をしっかりと行って、本当に低減になるような支援が必要だと思います。恐らく農業改良普及センターが中心になると思うのですが、具体的にどのような形で支援を強めていくのかというのが一つです。

また、これまでも肥料価格高騰に対する支援があったときに、事務が非常に煩雑で大変だという意見がありました。今回もそういう声も出ているのですが、事務が煩雑にならないような、早く支給できるような体制、作業が必要だと思うのですが、これについての対応について、二つお聞きしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 高田一郎委員から二つ御質問を受けたところですが、農業改良普及センター等で具体的にどう技術的な指導をしていくかということにつきましては、まず既に9月に取り組んだ中身ですが、土壌診断の強化月間ということで、農業改良普及センターが中心となって、希望する農業者を対象に土壌診断の研修、さらには分析を実施してまいりました。県下で、集合研修につきましては延べ18回、対象者は215名、そのほか個別に指導した部分につきましても100名ほどいらっしゃいました。その結果、減肥が可能だといった農業者が100名ほどいらっしゃいまして、実際に減肥に取り組む農業者がそのうち8割以上いたということで、人数的にはまだまだ少ないのかもしれませんが、実績としてはそれぐらいあったということで、当然この取り組みにつきましてはこれで終わりということではなく、継続して土壌診断の支援ですとか、さらには減肥の手法、方法、これは1月に作成しました肥料コスト低減マニュアルに基づきまして継続的に指導、支援してまいりたいと考えております。

2点目の、煩雑な事務をどう効率的に進めていくかという御質問につきましては、この事務自体は、岩手県肥料コスト低減推進協議会が事業実施主体となって推進することとし

ております。一方で、実態としますと岩手県、そして関係機関、団体の構成となっておりますので、その構成員だけでの事務は非常に難しいということで、事務の書類の確認事務などは外部に委託する予定です。そうしたことで、できるだけ事務の煩雑化を低減して、協議会の事務をできるだけ速やかに行えるよう今後も取り組んでまいりたい所存です。

○高田一郎委員 事務が煩雑にならないように速やかな対応や、県が作った低減マニュアルも拝見させていただきましたので、しっかりと技術的な指導を行っていただきたいと思っております。

価格上昇率のことですけれども、国のさじ加減で、なるべく負担しなくてもよいような形にならないように、本当に実態に合った上昇率になるのかというところが非常に疑問です。それから価格上昇率については、来年の3月ごろ数字が明らかになるということですが、農家にとっては肥料などを購入する時期は必ずしも一致しないわけですけれども、これは農協から買う人もいれば、ホームセンターから買う人もいて、恐らく全てが対象になると思うのですけれども、時期が違っても3月に示された上昇率で確定になるのか、この点について教えてください。

○竹澤農業普及技術課総括課長 価格の上昇率が果たして正しいのかといった質問ですが、これにつきましては毎月農業資材の関係の物価統計を国として公表しております。それに基づいた高騰率ということですので、正しいものと認識しております。

もう一点、3月ごろに示されるということは、あくまで農業新聞の報道ですので、国が公言したものではありません。ただ一方で、実際この支援の対象となりますのは5月までに購入した春肥となります。しかし、5月まで今後どのように高騰していくかという先が見えない状況の中で、あまり早く高騰率を出しますと、先々どんと上がったときに対応できなくなるため、できるだけ直近の時期に決めたいという考え方が反映されていると認識しております。

高田一郎委員御指摘のとおり、春肥につきましては、例えば11月に買った肥料だろうが、5月に買った肥料であろうが、高騰率は公表される高騰率で一律計算されるということになっております。

○高田一郎委員 もう一つお聞きしたいのは、水産業資材価格高騰緊急対策費補助です。これは6,584万円余が計上されております。前年度から10%以上価格が高騰している資材について、購入実績に応じて補助するという事業内容だと事前に伺っております。水産業関係の資材の高騰が10%以上のものしか対象にならない事業ですけれども、実際の水産業関係の資材の価格の上昇状況はなっているのでしょうか。それと、補正予算額6,584万円余の根拠について教えてください。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 まず、高騰の状況についてですが、資材の種類によって高騰の上げ幅はそれぞれ違うわけですけれども、関係団体からの聞き取りによりますと、特にロープ類、発泡スチロールの魚箱の価格が上昇しているということで、発泡箱につきましては前年度に比べて20%以上上昇しているものがあるということです。

資材全体を平均で見ますと、15%程度の上昇と捉えております。

それから、積算の根拠ですけれども、これは事業実施主体を漁協等といたしまして、その構成員及びそれぞれの団体が令和4年4月1日から令和5年1月31日までに購入した資材に対して補助を行うものでして、令和3年度から単価が10%以上高騰したものを県が指定しまして、それらを購入したのものに対して上昇分の2分の1を補助するというスキームにしております。積算に当たりましては、それぞれ対象者が、沿岸漁業者については組合員のうち購入実績がある五千数百名ほど、そのほかに沿岸漁業協同組合、内水面養殖漁業者、遠洋マグロ漁業者、底引き網漁業者、水産加工業組合、あとは魚市場を運営する組合等を対象にしまして昨年度の購入の実績を基に積算をしているものです。

○高田一郎委員 漁業資材価格の高騰に対する県独自の支援ということで、大変評価したいと思います。ただ、今回は漁業資材の価格高騰に対する支援なのですけれども、一方では燃油価格の高騰に対しても支援が必要ではないかと思うのです。先ほどの配合飼料価格や肥料価格に対しては、国の対応が必ずしも十分ではないので、県は上乘せして支援をするという補正予算でしたけれども、燃油価格の高騰に対する支援については、恐らく漁業経営セーフティーネット構築事業で、県を経由しないで漁業経営安定化推進協議会を通じた支援になっていると思うのですが、それで予算には反映されないということなのですけれども、実際どうなのですか。漁業の現場での燃油価格高騰は十分な対応なのか、漁業者の皆さんの要望、実態はどうなっているのでしょうか。もう少し支援が必要になるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 燃油の支援につきましては、高田一郎委員御指摘のとおり、国の漁業経営セーフティーネット構築事業がありまして、これが価格の上昇分に応じて漁業者の積立金と国の補填金を合わせて支援するというスキームになっています。国の支援事業なので、これについては加入の件数が相当数ふえておりまして、本県では令和2年度224件、それが令和4年度では356件ということで、金額にしましても5倍ぐらいふえています。県といたしましては、国の支援事業を軸に、そういった制度のPR等を関係団体と一緒に広げているところです。

その他の支援策につきましては、8月に関係団体とともに対策協議会を設立いたしまして、その中でさまざまな情報交換やら関係団体からの御意見等を踏まえて今回の支援事業に至ったものです。

○高田一郎委員 この事業に参加している漁業者がふえているということですね。それで、今紹介された漁業経営セーフティーネット構築事業の支援で、燃油価格高騰に対して漁業者の十分な支援になっているのかということをお聞きしたのです。農業についても、配合飼料価格安定対策や、肥料の高騰に対する国の支援があるのだけれども、それではなかなか大変なので、今回さらに上乘せして補正予算措置をしたわけですけれども、漁業の分野においては燃油価格高騰対策に対しては十分なのかということです。先ほど、対策協議会を設置して、その中でいろいろ議論を重ねて、今回の補正予算の提案になったというお

話があったのですけれども、対策を取らなくても十分な対応なのかということも含めて、漁業者の実態を含めて、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 先ほど申しました対策協議会ですが、8月に立ち上げました岩手県漁業用燃油・資材等価格高騰対策会議です。これまで3回ほど開催をさせていただきまして、関係団体からの御意見をいただいておりますが、この中ではやはり燃油対策についての拡充といったお話がありまして、苦しい状況というのは皆さんで共有しているところです。それを受けまして県では、9月21日に国に対しまして漁業者の負担の軽減につきまして要望をしております、あわせて事業の継続、拡充についてもお願いしているということです。

○高田一郎委員 3回ほど燃油高騰対策の対策会議を開いて、その中で支援の必要性があるので、国に対してさまざま要望したということですね。つまり燃油高騰対策が必要だということになったと思うのですけれども、今回農業の分野では国の対策が打ち出されただけけれども、十分ではないので、それぞれ肥料についても、配合飼料価格に対しても独自の支援策を講じたわけですけれども、漁業についてはやはり独自の支援となるとなかなか財政的に厳しいので見送ったということなのですか。その辺のところをお聞きしたい。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 県といたしましては、ことしの6月補正予算で、国の補助事業を補填する形で省エネの体制に移行するための補助事業を立てておりますけれども、それとあわせて今回資材の支援を12月補正予算で措置したのですが、それらの運用状況などを踏まえまして今後については検討していきたいと考えております。

○高田一郎委員 検討するということですね。了解しました。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。